

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区立小学校の通学路における防犯カメラの移設について
----	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇新宿区立小学校の通学路における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱 第3条第5項

(担当部課：教育委員会事務局学校運営課)

## 事業の概要

事業名	新宿区立小学校の通学路防犯カメラの運用
担当課	学校運営課
目的	新宿区立小学校の通学路に防犯カメラを設置することにより、児童のより一層の安全を図り、意識の向上を目指すことを目的とする。
対象者	区立小学校の児童及び通学路を利用する者
事業内容	<p>平成 26 年度第 8 回本審議会において「新宿区立小学校の通学路における防犯カメラの設置に伴う本人外収集等」が承認されたことを受け、平成 27 年度から 3 年間にかけ、区立小学校の通学路に防犯カメラを設置し、運用を行っている。</p> <p>この度、四谷小学校学区に設置している、以下、防犯カメラについて設置電柱の廃止に伴う移設を行ったため、新宿区立小学校の通学路における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第 3 条第 5 項により、本審議会に報告する。</p> <p>&lt;対象となるカメラ&gt;</p> <p>四谷小C地点</p> <p>旧設置電柱 : 東電 塩町 5 7 支線柱 (新宿区四谷三丁目 2-1)</p> <p>新設置電柱 : 東電 塩町 5 7 (新宿区四谷二丁目 13-27)</p> <p>移設を行った日 令和 4 年 3 月 3 1 日</p>